大阪市告示第1531号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月5日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日
大阪市立	
生野屋内プール	令和7年10月25日(土)
水泳場	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)